

令和8年1月8日

厚生労働省保険局

局長 間 隆一郎 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 秋山智弥



## 中央社会保険医療協議会における診療側委員としての 看護職の任命に関する要望書

看護職(保健師、助産師、看護師及び准看護師)は地域医療の担い手として、地域のあらゆる場所、領域において活動しています。その役割は多岐にわたり、高度な専門性を以てより積極的に国民の健康を支えていくことが求められています。持続可能で質の高い医療・看護提供体制を構築していくためには、政策決定過程において、看護の現状や課題を的確に把握、評価し、看護職の意見を反映した議論を行うことが必要です。

今般、社会保障審議会医療保険部会において、医療保険制度における出産に対する給付体系の骨格のあり方について議論が取りまとめられました。今後、新たな給付体系の導入に向け、詳細な制度設計が行われることとなります。その際には、助産所を含む分娩取扱施設の実態を十分に踏まえた制度設計となるよう、丁寧な議論が必要であることが、これまでの議論の整理においても明記されています。

妊娠婦のニーズに応じ、妊娠・出産・産後に至るまで切れ目なく、安全で質の高い周産期医療・ケアを提供するためには、助産師や看護師が担っている役割や専門的知見を踏まえた、実効性のある制度設計が求められております。看護職は、助産所の所長、医療機関の副院長や訪問看護事業所の管理者等として経営に携わっており、診療報酬、療養費等の具体的な事項等を審議する中央社会保険医療協議会において、診療側委員として看護職を参画させることが極めて重要であると考えます。

つきましては以下の事項につきまして、格別のご高配を賜りますよう要望します。

### 要 望 事 項

1. 中央社会保険医療協議会診療側委員として、看護職を代表する者を任命されたい。